

も二國に分れたり、和名抄に、肥前比乃美知、肥後比乃美知とあり、わかれたるは何の時とも知れず、書紀神功卷に、火前國と見ゆ、後に火と云ことを忘て、肥字には改しなるべし、和銅六年五月の詔に、諸國郡郷名著好字とあり、此時改まりしか、されど此記に既に肥字を書れば、彼より前に改まるか、但中巻に火君とあれば、本はこゝも火字なりけむを、後人の肥に改し、や、其例外にも見ゆる上、筑紫島を有面四と云て、肥國を其一に取れり、然るに國圖を考るに、肥前と肥後とは海の隔りて地接かず、正しく二に分れたれば、面一ツには取がたき國形なり、故考るに、右に引る書紀又風土記など、火國の故事は、地名に依るに、皆肥後國の地なり、然れば肥國といひしは、初はた、肥後方のみにて、肥前の地は、本は筑紫國の内なりしが、や、後に肥國には屬しにやあらむ、肥前は筑紫後と地接きて、此三國は面一にも取つべき國形にて、肥後とは清く離れたればなり、さて日向の域も、されど此らに上代の事、さだかには辨へがたし、たゞ試みに驚しおくれのみなり、

北方半國ばかりは、もとは此肥國の内なりけんを、肥後と日向とは、面一や、後に分れて一國にはなれるなり、

〔比古婆衣十五〕火國名號景行天皇の御船火國に著たる故事

肥前肥後の本名を火國と云る由縁は、中書紀景行天皇十八年の下に、中此時に國名を定給へる由に記されたるは、謬傳に依られたるなり、中始て國名を定給へる由にはあらず、然、所、以、知、其、爾、由、と、書、る、其、は、前、に、崇、神、天、皇、の、火、國、と、號、給、へ、る、事、を、ば、知、食、つ、れ、ど、そ、の、事、の、由、を、ば、い、ま、だ、よ、く、も、尋、ね、給、は、で、そ、の、か、み、火、國、と、號、給、ひ、し、は、如、此、る、神、火、の、事、の、由、に、よ、り、て、號、給、ひ、つ、ら、む、と、を、り、に、あ、ひ、て、ふ、と、な、ほ、ざ、り、に、詔、ひ、た、り、し、な、る、べ、し、さ、る、を、書、紀、に、云、々、故、名、其、國、曰、火、國、と、記、されたるは、そのかみその御なほざり言にすがりて、まがひたる謬説のありけるを正しあへずして、其説によられたるものなるべき事、上に擧て論らひたるごとく、崇神天皇の御世に國名を定給ひたると、景行天皇の火光を覽そなはして云々と詔給へると、兩度の差別、兩國の風土記の傳相併に合ひて、いと明らかなり、中

因に云、肥前肥後もと一國なりし由、風土記に相共に記して、肥前なるは健緒組の古事をいへる文に、連ねて、後分兩國爲前後といへり、肥後なるも然ありけむを、今本書世に傳はらざれば知ら